

# あしきた農地利用最適化の推進運動

農委会名：芦北町農業委員会

## 1 地域の概要

本町は、熊本県の南部に位置し、東は球磨川、西は不知火海に接し、海岸部、平坦地、山間地からなり、その立地条件を生かしたデコポン・甘夏・水稻・畜産等を主体とする農業が展開されている。また、近年では経営の安定を図るため、デコポン等の施設栽培に取り組む農家が増加している。

しかし、農業就業者の高齢化及び減少に伴い、担い手不足や遊休農地の増加等、様々な課題を抱えており、これらを解決するためには、営農環境整備が重要であり、基盤整備等のハード面や将来のビジョンを地域で話し合って作成する「人・農地プラン」等のソフト面での支援を積極的に取り組んでいく必要がある。

## 2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定7人、女性1人）
- (2) 推進委員数 15人（うち、認定4人、女性1人）
- (3) 事務局体制 4人（うち、専任2人、兼任2人）

## 3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化  
【集積目標】 15ha
- (2) 耕作放棄地対策  
【解消目標】 12ha

## 4 目標達成に向けた取り組み（運動）の内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化に係る取り組み内容
  - ① 農地利用状況調査実施時に優良農地ではあるが、遊休農地になる可能性がある農地の情報収集及び台帳整理を実施。この情報を基に農政担当課、JA、中間管理機構駐在員等と連携し、農地情報の共有化を図った。
  - ② 高齢等で耕作管理が困難になった農地等の情報収集を行い、農地の貸し手及び借り手のマッチングを行う芦北町農地あっせん事業（町事業）を組み立て、積極的に農地の有効利用を図った。
  - ③ 利用権設定の終了時に農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業の活用を推進し担い手への農地集積・集約化の推進に取り組んだ。
  - ④ 丸山地区での農地集積加速化事業（県事業）について、話し合いに参加しアンケート調査、調査結果の分析等を行い農地集積計画の作成を行った。
- (2) 耕作放棄地対策に係る取り組み内容

町内の耕作放棄地は、復元可能な農地（A分類）が144ha、復元が困難な農地（B分類）が633ha確認されている。（平成31年4月1日現在）

これは、町内農地面積（2,279ha）の34.1%である。

耕作放棄地解消対策として、耕作放棄地解消事業（県事業）及び芦北町耕作放棄地解消促進事業（町事業）など、耕作放棄地対策の各種事業の広報誌へ掲載、農業委員及び推進委員に対する事業の勉強会など周知を図り事業推進を行った。

また、農地利用状況調査により、新たに発生したB分類の遊休農地に対しては非農地判断を実施した。



【集積加速化事業：地域での話し合いの状況】



【農地利用状況調査及び非農地判断の状況】

#### 4 取り組みの成果

##### (1) 担い手への農地の集積・集約化

【集積目標】 15ha

【集積成果】 11ha

【うち農地中間管理機構活用実績】 6ha（前年度8ha）

##### 【成果内容】

農政担当課、JA、中間管理機構駐在員等と連携し、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組みを行ったが、集積目標の15haに対して、11haの集積であり目標を達成することができなかった。

目標未達成であるが、目標に近い実績が得られたことは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び農政担当課、JA、農地中間管理機構駐在員との連携が成果につながったと思われる。

高齢で耕作できない農地等の相談があった場合、情報を関係機関と共有し、農地の受け手を探すことで、農地を集積することができ、農地の有効活用につながった。

農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への切り替えも多くあり、農地中間管理機構活用実績は6haとなった。

## (2) 耕作放棄地対策

【解消目標】 1.2ha

【解消成果】 -1.5ha（うち解消事業成果0.5ha）

【非農地判断成果】 4ha（57筆）

### 【成果内容】

耕作放棄地対策の各種事業（県、町事業）を活用し、耕作放棄地の解消推進に努め、実績としては0.5haの解消につながったが、農地利用状況調査による耕作放棄地（A分類）の面積は160ha（令和2年3月31日現在）で1.5haの増加となった。

主な要因は、新たに耕作放棄地が発生したことによるものと考えられる。

非農地判断は所有者から依頼があったものを優先に行い、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局で現場確認を実施し、森林の様相を呈しており復元が困難な農地57筆、4haの非農地判断を行った。

### 【耕作放棄地解消事業の実施状況】



(解消前)



(解消後)



(解消前)



(解消後)

## 5 課題と今後の方針等

### (1) 担い手への農地の集積・集約化

農業者の高齢化、後継者不足等により地域の農業を担う者が減少しており、集落全体で農地の保全を行う集落営農組織等の設立及び育成を図る必要がある。

また、地域農業の将来のビジョンとなる「実質化した人・農地プラン」の作成支援や新規就農参入の促進、担い手への農地集積・集約化など様々な施策を展開し、農地利用の最適化につなげる必要がある。

今後も農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の現状把握、積極的な活動に努めるとともに、関係機関と連携し農地利用の最適化の推進を図る。

## (2) 耕作放棄地対策

令和元年度は耕作放棄地解消事業（県・町事業）の推進により0.5haの実質的な解消につながったが、全体としては増加しており、今後も農業者の高齢化、後継者不足等により、耕作放棄地は増加する傾向にあると思われる。

耕作放棄地抑制のためには、農地集積・集約化、農地相談等が重要であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動により、農地の有効利用を図る必要がある。

今後の方針としては、復元可能な農地については、引き続き耕作放棄地解消事業の周知を行い、耕作放棄地の解消及び農地の利用促進を図るとともに、耕作放棄地になる可能性がある農地については、受け手を積極的に探し耕作放棄地の抑制を図る。

また、基盤整備、水路、農道等ハード面の整備も必要であることから、集落での話し合いの場の提供、関係機関と連携し様々な施策の情報提供を行う。